

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成23年4月7日(2011.4.7)

【公開番号】特開2010-15160(P2010-15160A)

【公開日】平成22年1月21日(2010.1.21)

【年通号数】公開・登録公報2010-003

【出願番号】特願2009-200194(P2009-200194)

【国際特許分類】

G 02 B 27/22 (2006.01)

G 09 F 9/46 (2006.01)

G 09 F 9/30 (2006.01)

H 04 N 13/04 (2006.01)

G 02 F 1/1335 (2006.01)

G 02 F 1/1333 (2006.01)

【F I】

G 02 B 27/22

G 09 F 9/46 A

G 09 F 9/30 3 9 0 C

H 04 N 13/04

G 02 F 1/1335

G 02 F 1/1333

【手続補正書】

【提出日】平成23年2月18日(2011.2.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも部分的に重なり合う少なくとも2つの表示層を備え、前記少なくとも2つの表示層は、少なくとも2つの異なる表示技術を用いており、かつ、前記少なくとも2つの異なる表示技術の重なりは、モアレ干渉を減少させるようになっている表示装置。

【請求項2】

前記少なくとも2つの表示層のうちの少なくとも1つは、モザイク式ピクセルパターンを有する、請求項1に記載の表示装置。

【請求項3】

前記少なくとも2つの表示層のうちの少なくとも1つは、モザイク式サブピクセルパターンを有する、請求項1に記載の表示装置。

【請求項4】

前記少なくとも2つの表示層は、対応する複数のピクセルをそれぞれ備えており、かつ、前記少なくとも2つの表示層の間の非類似性は、ピクセル形状における相違、ピクセルサイズにおける相違、ピクセル構成素材における相違、ピクセル境界線の曲率における相違、及びピクセル境界の配置からなるグループから選択されている、請求項1に記載の表示装置。

【請求項5】

前記少なくとも2つの表示層は、対応する複数のサブピクセルをそれぞれ備えおり、かつ、前記少なくとも2つの表示層の間の非類似性は、サブピクセル形状における相違、サブ

ピクセルサイズにおける相違、サブピクセル構成素材における相違、サブピクセル境界線の曲率における相違、及びサブピクセル境界の配置からなるグループから選択されている、請求項1に記載の表示装置。

**【請求項6】**

前記少なくとも2つの表示層は、対応するブラックマトリックスをそれぞれ備えており、かつ、前記少なくとも2つの表示層の間の非類似性は、ブラックマトリックスの厚さにおける相違、ブラックマトリックスのパターンにおける相違、ブラックマトリックスの向きにおける相違、及びブラックマトリックスの透過性における相違からなるグループから選択されている、請求項1に記載の表示装置。

**【請求項7】**

前記少なくとも2つの表示層は、対応する複数のカラーフィルタをそれぞれ備えており、かつ、前記少なくとも2つの表示層の間の非類似性は、カラーフィルタの配置における相違及びカラーフィルタの形状における相違からなるグループから選択されている、請求項1に記載の表示装置。

**【請求項8】**

前記少なくとも2つの表示層のうちの少なくとも1つは、色情報を表示できるようになっている、請求項1に記載の表示装置。

**【請求項9】**

前記少なくとも2つの表示層のうちの少なくとも1つは、グレイスケール情報を表示できるようになっている、請求項1に記載の表示装置。

**【請求項10】**

前記表示技術のそれぞれは、液晶ディスプレイ、発光ダイオードディスプレイ、有機発光ダイオードディスプレイ、及び投影ディスプレイ装置からなるグループから選択されている、請求項1に記載の表示装置。

**【請求項11】**

さらにバックライトを備えている、請求項1に記載の表示装置。

**【請求項12】**

前記少なくとも2つの表示層間に配置されており、かつ、モアレ干渉を低減できる少なくとも1つの間隙層をさらに備えている、請求項1に記載の表示装置。